

介護予防訪問看護
重 要 事 項 説 明 書

No.

様

医療法人社団帰厚堂
訪問看護ステーションやはば

訪問看護ステーションやはば
重 要 事 項 説 明 書
 <令和 6年 9月 1日現在>

1. 事業者（法人）の概要

名 称	医療法人社団 帰厚堂
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 1-2-181
電 話 番 号	019-697-5211
代 表 者 名	理事長 木村 宗孝

2. 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーションやはば
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町又兵工新田第5地割335番地
連 絡 先	(T E L) 019-698-1388 (F A X) 019-611-2071
介護保険指定番号	介護予防訪問看護 362290009
サービスを 提供する地域	①矢巾町 ②紫波町 ③盛岡市（玉山地区を除く） (上記地域以外の方はご相談ください。)

3. 事業所の職員体制

従業者の種類	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1 (兼務)		労務、業務管理
訪問職員	看護師	8	8	訪問看護
	理学療法士	2	2	〃
	作業療法士	1	1	〃
事務員	1		1	レセプト請求等事務

4. サービス内容

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (7) カテーテルケア等の交換・管理
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 看護、介護相談

5. サービスの提供時間帯

標準時間 月曜～金曜 8：30～17：15

(休業：年末年始 12月 30日～1月 3日、祝祭日、盆休暇)

電話等による 24 時間常時連絡可能な体制です。

<サービスについての相談窓口>

電話 019-698-1388

担当 坂本由美子

(担当者不在の場合は他職員が対応致します)

6. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表単価）の 1 割又は 2 割 3 割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護予防訪問看護	利用時間	単価（円）	自己負担（円）		
			1 割	2 割	3 割
	20 分未満	看護師	3,030	303	606
	30 分未満	看護師	4,510	451	902
	30 分～1 時間未満	看護師	7,940	794	1,588
	1 時間～1 時間 30 分未満	看護師	10,900	1,090	2,180
	理学療法士等による訪問 1 回 20 分	理学療法士 作業療法士	2,840 ／回	284	568
					852

※ 理学療法士の場合、1 日 2 回を超える場合所定額に 90／100 を乗じた額になります。

※ 准看護師が訪問看護を行なった場合は、所定額に 90／100 を乗じた額になります

加算分	訪問看護サービス提供体制強化加算	6 単位/回 ① すべての看護師等に対し看護師ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定しています。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所の看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催しています ③ すべての看護師等に対して健康診断を定期的に実施しています。 ④ 看護師の総数に対して勤続年数7年以上の占める割合が3割以上です。
	看護体制強化加算	1,000 円／月 (100 円 / 200 円 / 300 円) 中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から充実したサービス提供体制の事業所に加算されます(ただし用件を満たしたときに加算されます)
	緊急時加算	6,000 円／月 (600 円 / 1,200 円 / 1,800 円) 利用者または家族等から電話等による看護に関する意見を求められた場合に24時間対応できる体制を敷いており、計画的に訪問することになつてない緊急時訪問を必要に応じて行います
	ターミナルケア加算	25,000 円／件 (2,500 円 / 5,000 円 / 7,500 円) ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整えています。主治医との連携を素にターミナルケアにかかる計画及び支援体制について説明を行いターミナルケアを行います。
	特別管理加算 (I)	5,000 円／月 (500 円 / 1,000 円 / 1,500 円) 特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制 ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ② 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
	特別管理加算 (II)	2,500 円／月 (250 円 / 500 円 / 750 円) 特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制 ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 ③ 真皮を超える褥瘡の状態。 ④ 点滴注射を週3回以上行なう必要があると認められる状態。
	早朝・夜間加算	25%増 午前 6:00～8:00 午後 6:00～10:00 に訪問看護を行った場合
	深夜加算	50%増 午後 10:00～翌朝 6:00 に訪問看護を行った場合
	初回加算	【I】3,500 円 (350 円/700 円/1,050 円) 【II】3,000 円 (300 円/600 円/900 円) 当事業所において新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護を行った月に加算されます。 【I】は退院日当日訪問した場合。

退院時共同指導加算	6000 円 (600 円 / 1,200 円 / 1,800 円) 病院、施設等入院入所中の利用者が退院退所されるに当たり事業所の看護師等が退院時共同指導を行った場合
長時間訪問看護加算	3000 円 (300 円 / 600 円 / 900 円) 特別な管理を必要とする利用者に対し訪問看護の所要時間が 1 時間 30 分以上のとなる場合
その他の料金 長時間訪問看護加算	30 分毎 1,500 円 特別な管理をされていない利用者に対して訪問看護の所要時間が 1 時間 30 分以上となる場合
エンゼルケア費用	10,000 円 お亡くなりのときの処置を行った場合
交通費	無料 (矢巾町・紫波町・玉山地区を除く盛岡市)
キャンセル料	無料 (今後多く発生する場合は検討させていただきます)
その他	利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用、ケアに必要な物品は利用者のご負担になります。

7. 料金のお支払い方法

当月分の請求書は、翌月の 10 日すぎにお渡しいたしますので、末日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。

8. 事業所の特色

<運営の方針>

在宅の療養者が、住み慣れた地域社会、家庭で日常生活を満たした療養生活ができるよう利用者のニーズを把握して、必要なときに必要な看護を提供し支援することと、質のよい看護を提供する。また、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連係に努める。

<サービス利用のために>

職 員 変 更	変更を希望される方はお申し出ください
職員への研修の実施	採用後 3ヶ月以内 (採用時)、各種研修 (随時)
サービスマニュアルの作成	有り (別紙)

9. サービス内容に関する苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所へのご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 介護支援相談室 坂本 由美子

電話 019-698-1388

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	電話
矢巾町	・健康長寿課	(019) 611 - 2830
紫波町	・長寿健康課 介護保険係	(019) 672 - 4522
盛岡市	・介護保険課・高齢福祉課	(019) 626 - 7561
その他の市町村 ()		
国保連	・介護サービス苦情・相談係	(019) 604 - 6700

10. 緊急時の対応方法

利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は必要な処置を講ずるものとし、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

主治 医	医療機関名	
	氏 名	
	連 絡 先	
ご 家 族 等	氏 名	
	連 絡 先	

11. 24時間対応の体制について

平日の日中（9:00～17:15）の緊急時の電話対応は事務員が対応する場合があり次の体制を整えています。

- ①利用者、その家族等からの電話等による連絡および相談対応する際のマニュアルが整備されています。
- ②緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が行える体制が整備されています。
- ③管理者は事務員の勤務体制及び勤務状況を明らかにし把握しております。
- ④事務員は電話等により連絡および相談を受けた際に、看護師に報告し、報告を受けた看護師は報告内容を訪問看護記録書に記録します。

12. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供によって、事故が生じた場合は、速やかに利用者のご家族や担当のケアマネージャー等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴って、事業者の帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

13. 個人情報の取り扱い

当事業所では、次の利用目的で個人情報を開示いたします。

- ①医療機関・他の事業所等の連携
- ②審査支払機関へのレセプトの提出および照会等の回答
- ③情報システム運用・保守業務等の委託
- ④事業所内において行われる学生の実習への協力
- ⑤事業所内における症例研究。

※ 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

14. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者又は、その家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 虐待防止のための措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次のとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定及び設置。
- ②苦情解決体制を整備。
- ③従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会を実施。
- ④サービス提供中に従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ①感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ②指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います

17. 感染症対策の強化

従事者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会開催された結果を周知し、感染症の予防及び蔓延防止のために指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施します。

確認書

令和 年 月 日

介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在 地	〒028-3614 岩手県紫波郡矢巾町又兵工新田第5地割335番地
	名 称	訪問看護ステーションやはば
	説明者	所属 (医療法人社団 帰厚堂) 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住 所	〒 -
	氏 名	
	電 話 番 号	() -

利用者家族 (代理人)	<input type="checkbox"/> 私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 <input type="checkbox"/> 私は、利用者の家族(代理人)として、介護予防訪問看護について内容・利用料等の説明を受け、契約に同意しました。
	本人との関係
	住 所
	氏 名
	電 話 番 号 () -

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名し、それをもって契約開始となる